



グリーン調達ガイドライン



制 定 : 2008 年 8 月 1 日
第 6 版 : 2015 年 7 月 1 日

旭ダイヤモンド工業株式会社



目 次

1. はじめに	2
2. 環境方針	3
3. グリーン調達基準について	3
(1) 目的	3
(2) 適用範囲	3
(3) 対象化学物質	4
(4) 用語の定義	4
4. グリーン調達の必須条件	5
(1) 環境管理システムに関する要請	5
(2) 納入品への含有禁止物質に関する要請	6
(3) 製造工程での使用禁止化学物質に関する要請	6
(4) 管理化学物質に関する要請	6
5. 運用について	6
5.1 運用の基本	6
5.2 源流管理	6
5.3 変更管理	7
5.4 情報開示	7
5.5 ガイドラインに規定されていない要求について	7
6. 提出依頼資料	7
6.1 提出依頼資料の種類	7
6.2 回答方法	8
6.3 再提出依頼	8
6.4 環境格付評価	8
7. 監査協力依頼	8
8. その他	8
(1) 見直し、改訂	8
(2) 問い合わせ先	8
9. 改訂履歴	9
別表-1 含有禁止化学物質群(ランク A)リスト	
別表-2 管理化学物質群(ランク C)リスト	
別表-3 別表-1 の化学物質群の例示物質名詳細リスト	
別表-4 別表-2 の化学物質群の例示物質名詳細リスト	
様式-1 環境取組調査票	
様式-2 製品含有禁止化学物質に関する情報開示書	
様式-3 管理化学物質に関する情報開示書	
様式-4 変更申請書	

尚、別表-1、2 は、本書末尾に添付しております。又別表-1～4 は、弊社のホームページ (http://www.asahidia.co.jp/co_env.shtml) に掲載しております。



1. はじめに

旭ダイヤモンド工業株式会社は、“持続可能な環境負荷の少ない社会の構築”が人類共通の重要課題であるとの認識のもとに、環境との調和を経営の最重要課題の一つとして取り組んでおります。

「環境にやさしい製品」をお客様にお届けするため2004年にISO14001を認証取得し、『資源を大切に、地球環境を汚さない物造りをしよう』を環境方針の基本理念にして、事業活動の中で環境汚染防止を積極的に進めてまいりました。

当社に納入される原材料や製品に環境を汚す物質が含まれていなければ、当社が製造する製品もクリーンになり、結果として地球環境の保全に繋がり、お取引先様とその御家族様はじめ当社の従業員と家族の安全に繋がるものと確信しております。

そして今日、当社の基本理念の実現をより確実なものにするためには、サプライチェーン全体のグリーン化を念頭に置き、資材の調達段階における環境負荷低減が必要不可欠であるとの認識に至り、調達においてグリーン化を推進することといたしました。

当社は、グリーン調達を実施するために2008年8月に『グリーン調達ガイドライン』を制定しました。今後本ガイドラインに基づき「グリーン調達」を積極的に展開してまいります。お取引先様には、主旨を御理解いただき、重ねて御協力をお願いいたします。

2015年7月1日
管理本部長



2. 環境方針

管理本部長は、弊社の環境保全取り組みに関する基本理念のもとに、環境方針を次のように定めました。

環 境 方 針

基本理念

旭ダイヤモンド工業株式会社は、ダイヤモンド／CBN工具の製造・修理の生産販売活動を通じて、社会に貢献することを目指しています。そして、企業活動の中で、環境保全及び改善への取り組みは、経営の最重要課題の1つと位置付け、

“限りある資源を大切に、環境・人に配慮したもののづくりをしよう”

この基本理念に基づき、基本方針を制定します。

基本方針

1. 産業廃棄物とエネルギー使用量の削減に取り組む。
2. 有害物質の削減を図る。
3. 環境に配慮した製品の開発に努める。

本基本方針に基づき

- ① 環境に関する法令、条例、協定などの法規制並びに協定事項を順守し、環境パフォーマンスの向上に努める。
- ② この環境方針を達成するため、具体的な環境目的・目標を年度始めに定め、年目標とする。

この環境方針は、社外からの要求に応じて、あるいはその他必要に応じて外部に開示する。

2013年 7月 1日
管 理 本 部 長

 旭ダイヤモンド工業株式会社

3. グリーン調達基準について

(1) 目的

「グリーン調達」の推進により、お客様に環境負荷の少ない製品をお届けし、地球環境を保全し、持続可能な社会を構築することを目的とします。

(2) 適用範囲

① 事業所適用範囲

- ・本社 購買部
- ・工場(三重工場・玉川工場・千葉鶴舞工場・千葉第二工場・技術研究所・山梨旭ダイヤモンド工業)

② 購買品適用範囲

- ・弊社が販売する製品に含有／添付する部品、材料、梱包材、ラベル材、塗装材
- ・弊社の製造工程で使用される補助材料(研削液、潤滑剤、洗浄剤、シール材等)
- ・外注加工



(3) 対象化学物質

弊社は、購買品の含有／使用化学物質群を、以下のレベルに分けて管理します。

リスト名	内 容	リスト No.
含有禁止化学物質群(ランク A) リスト	弊社への納入品に含有を禁止する及び製造工程で使用を禁止する化学物質群	別表-1
管理化学物質群 (ランク B) リスト	使用実態を把握し、健康・安全衛生等に考慮すべき物質で、意図的な使用を制限するものではないが、代替部材及び代替技術が確立していないために、含有／使用実態を把握し、リサイクル適正処理を考慮すべき化学物質群	別表-2

又、上表物質群に対する以下の例示物質リストを用意しております。

リスト名	内 容	リスト No.
含有禁止化学物質群例示物質	別表-1 中に示した化学物質群の例示物質名詳細リスト	別表-3 01～17
管理化学物質群例示物質	別表-2 中に示した化学物質群の例示物質名詳細リスト	別表-4 01～12

尚、別表-1、2 は、本書末尾に添付しております。又別表-1～4 は、弊社のホームページ (http://www.asahidia.co.jp/co_env.shtml) に掲載しております。

(4) 用語の定義

① 含有禁止化学物質(ランク A)

製品への含有および製造工程での使用を禁止する化学物質をいい、別表-1 に示す。

② 管理化学物質(ランク B)

意図的な使用を制限するものではないが、代替部材及び代替技術が確立していないため、使用実態を把握し、リサイクル、適正処理を考慮すべき化学物質をいい、別表-2 に示す。

③ 意図的含有

成分として加える基本原材料、並びに性能・機能を目的のものにするために、及び工程中に工程条件等を維持するために、製造者が意識して添加し、もしくは添加された材料を使用することをいう。



- ④ 含有
以下の場合を「含有」として扱う。
 - a) 意図的であるか否かを問わず、部品・材料・製品中に成分・内容物として化学物質が含まれている場合
 - b) 製造工程中において工程条件、品質等の維持のために添加され、部品・材料・製品中に含まれている場合
 - c) 製造工程中で使用され最終製品或いは部品・材料・製品中に残留又は付着する場合尚、天然素材中に含有される化学物質や工業的な精製過程において残ってしまうもの(不純物)が含まれている場合も含有していると解釈する。ただし含有していることで、国内・海外の法規制上問題になる場合を除いて、技術的に予測できる値が無い場合や含有量の情報が無い場合には含有しないとみなす。
- ⑤ 不純物
以下の場合を「不純物」として扱う。
 - a) 天然素材中に含有され、工業材料としての精製過程で既存技術により除去しきれない化学物質
 - b) 化学的合成反応の過程で生じ、既存技術では除去しきれない化学物質
- ⑥ 閾値(しきいち≒許容値)
含有禁止物質が原材料等の均質物質に含まれる場合の許容される最大含有率。
- ⑦ PRTR 法及び労働安全衛生法に対応した SDS (MSDS)
特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(PRTR 法)及び労働安全衛生法で規定される内容に則った化学物質等の性状や取り扱いに関する情報を掲載した安全データシート(製品安全データシート)をいう。
- ⑧ 素材
それ以上分割できない均一材料、又は均一とみなせる複合材料。
- ⑨ 含有率
素材に含まれる化学物質の濃度で、単位は[ppm]又は[wt%]を用いる。
素材に含まれる化学物質の質量を素材全体の質量で割った質量比のこと。
ただし、化合物、金属合金などの場合は、対象成分のみの質量を素材全体の質量で割ったものとする。

4. グリーン調達の実施条件

当社のグリーン調達の推進には、お取引先様の御理解、御協力を得た上での協働が不可欠と考えております。従いましてお取引先様は、本ガイドラインを満足させるべく、以下の項目に積極的に取り組んで頂きますようお願いいたします。

(1) 環境管理システムに関する要請

- ① 環境マネジメントシステムの構築
ISO14001 の取得、又はこれに準ずる第三者認証(環境省の「エコアクション 21」等)の取得、もしくはお取引先様独自の環境マネジメントシステムの運用による環境保全・環境負荷低減活動への取り組みをお願いします。
- ② グリーン調達の推進
サプライチェーンマネジメントの観点から、お取引先様もグリーン調達を推進いただきますようお願いいたします。
- ③ 法順守
国内外の環境関連法規の順守をお願いします。
- ④ 情報開示
必要に応じて当社が要求する環境情報の提供をお願いします。



- (2) 納入品への含有禁止物質に関する要請
- ① 当社への納入品については、別表-1(詳細は、別表-3)に示す含有禁止化学物質を含有させないでください。
 - ② 必要に応じて、含有禁止化学物質の非含有を証明してください。
 - ③ 又、当社から要望があれば、納入品に関する化学物質含有量調査(分析データの提出)に協力してください。
 - ④ 当社への納入品の製造工程で、別表-1(詳細は、別表-3)に示す使用禁止化学物質を使用しないでください。
- (3) 管理化学物質に関する要請
- ① 当社への納入品に関して、別表-2(詳細は、別表-3)に示す管理化学物質について、含有／使用状況を把握して、自主的な削減を進めてください。
 - ② 必要に応じて、管理化学物質の含有／使用状況を報告してください。

5. 運用について

5.1 運用の基本

- (1) 弊社のグリーン調達とは、本ガイドラインに従って、原材料等に含まれる化学物質の管理を行います。実施に当たっては、必要に応じて弊社との基本取引契約書の締結又は、購入仕様書／納入仕様書を取り交わします。
- (2) お取引先様から提出していただく各種の報告書、証明書、資料等により、弊社製品の順法性及び顧客要求を満足していることを確認させていただきます。
- (3) 本ガイドラインに定める含有禁止物質の閾値は、現在の技術水準及び顧客が要求する水準で決定していますが、更に厳しい値を要求する弊社の顧客には個別に対応し、お取引先様に報告書等の追加提出をお願いする場合があります。

5.2 源流管理

弊社への製品に対する含有／使用禁止化学物質管理の確認と保証のため、次の源流管理をお願いします。

(1) 原材料、素材製造業者様の場合

貴社が、原石、金属粉末、樹脂粉末等の原材料、素材を製造している場合は、6章の提出依頼資料関係に定め、かつ提出を依頼した資料を貴社で調査、作成して提出してください。

尚、更に源流の工程がある場合(複数の単体金属粉末を購入して、混合金属粉末を製造している等)、本ガイドラインで要求しているものと同等の資料を入手し、本ガイドラインに適合していることを確認のうえ、作成、提出してください。

(2) 商社、販売店様の場合

貴社で、弊社への納入品を製造、加工していない場合は、製造、加工先／購入先に対して、本ガイドラインで要求しているものと同等の資料を入手し、本ガイドラインに適合していることを確認のうえ、作成、提出してください。

(3) 外注加工業者様の場合

貴社で台金等の部品加工を行っている場合、6章の提出依頼資料関係に定めた中の使用禁止化学物質関連の資料を提出してください。

但し、台金等の製造のための原材料を貴社が購入している場合は、貴社の取引先に本ガイドラインで要求しているものと同等の含有禁止化学物質関連の資料を入手し、本ガイドラインに適合していることを確認のうえ、作成、提出してください。



5.3 変更管理

貴社及び貴社の取引先において、次の変更が生じる場合は、変更前に、貴社製品の納入先の弊社購買部に対して、メール、又は文書で報告し、承認を得てください。

報告、承認の対象となる事項を以下に示します。

- ・原材料等の購入先を変更又は追加する場合
- ・製造場所を変更又は追加する場合
- ・原材料、材質を変更する場合
- ・部品等の製造方法を変更する場合
- ・含有化学物質／使用化学物質を変更する場合

5.4 情報開示

弊社顧客の環境調査の回答に、提出いただいた資料の一部又は全部を開示させていただくことがあります。

5.5 本ガイドラインに規定されていない要求について

弊社顧客より、本ガイドラインに規定されていない化学物質や、より詳細な調査依頼があった場合は、別途個別にご相談させていただきます。

6. 提出依頼資料

6.1 提出依頼資料の種類

提出していただく資料には、以下のものがあります。

但し、ご提出いただく資料の種類は、その都度指定させていただきます。

- (1) 環境取組調査票(様式-1)
- (2) 製品含有禁止化学物質及び製造工程使用禁止化学物質に関する情報開示書(様式-2)
- (3) 管理化学物質に関する情報開示書(様式-3)
- (4) 変更申請書(様式-4)
- (5) 分析データ(分析機関発行レポート)
- (6) 化学物質安全データシート(PRTR法及び労安衛法に対応した SDS(MSDS))
- (7) ミルシート

尚、主な調査票の用途を以下に説明します。

(1) 環境取組調査票

環境管理活動の基本的な取組状況を調査させていただきます。

(2) 製品含有禁止化学物質および製造工程使用禁止化学物質に関する情報開示書

貴社から納入される原材料等に、弊社が定める含有禁止物質を含有していないことを証明していただきます。

もし、含有している場合は、その含有率を報告していただきます。

貴社から納入される製品を製造する際に、弊社が指定する使用禁止化学物質を製造工程で、使用していないことを証明していただきます。

もし、使用している場合には、使用している物質名を報告していただきます。



(3) 管理化学物質に関する情報開示書

貴社より納入される原材料に、弊社の定める管理化学物質を含有していないこと、及び納入品を製造する工程で弊社の定める管理化学物質を使用していないことを証明していただきます。

もし、含有している場合は、含有している物質名と含有率をご報告いただき、又もし使用している場合は、使用している物質名を情報開示いただくと同時に、含有／使用状況を管理していただきます。

(4) 変更申請書

5.3 項で説明した事態が生じたときに提出していただきます。

(5) 分析データ

以下の場合に提出をお願いいたします。

① 弊社が、貴社より提出いただいた資料を検討した結果、詳細な分析データが必要と判断した場合、指定する化学物質について提出していただきます。

② 弊社の顧客より、要求のあった化学物質について提出していただきます。

又、様式-1～4 は、弊社のホームページに掲載してあります。

6.2 回答方法

提出依頼資料の回答は、原則メールにて各製品の納入事業所の購買部に送付していただきます。

6.3 再提出依頼

既に提出していただいた資料でも、次のような場合は再提出のお願い、或いはお問い合わせさせていただく場合があります。

① 不備がある場合

② 得意先から要求がある場合

③ グリーン調達ガイドライン見直し等により必要と判断した場合

④ その他環境・品質に影響や変化がある場合

6.4 環境格付評価

提供いただいた情報に基づき、品質、価格、納期等従来の評価項目を加えて、環境格付け評価を行い、格付けの高いお取引様からの調達を優先させていただきます。

7. 監査協力依頼

必要に応じて、監査させていただく場合がありますので、御協力をお願いいたします。

8. その他

(1) 見直し、改訂

本ガイドラインは、毎年見直し、適宜改訂を実施します。

(2) 問い合わせ先

本ガイドラインに関する問い合わせは、下記をお願いいたします。

〒102-0094

東京都千代田区紀尾井町4丁目1番地

ガーデンコート11F

旭ダイヤモンド工業株式会社

企画部

Tel. 03-3222-6311

E-mail: webmaster@asahidia.co.jp



9. 改訂履歴

制定年月日	版	改訂内容
2008. 08. 01	1	新規制定
2011. 07. 01	2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3(3)対象化学物質に関して 含有禁止化学物質群（ランク A）と製造工程使用禁止化学物質群（ランク B）を統合して含有禁止化学物質群（ランク A）と変更。それに伴って、管理化学物質群（ランク C）を管理化学物質群（ランク B）へ変更。 また、それに伴って別表番号を以下のようにそれぞれ変更。 含有禁止化学物質群（ランク A）を別表—1 管理化学物質群（ランク B）を別表—2 含有禁止化学物質群（ランク A）の詳細物質リストを別表—3 管理化学物質群（ランク B）の詳細物質リストを別表—4 ・ 6.1 提出依頼資料の種類 上記の化学物質群の変更に伴って、様式(2)と(3)を統合し、様式(2)に変更。 また、様式(4)及び様式(5)がそれぞれ様式(3)、様式(4)へ変更。 ・ 管理化学物質群（ランク B）に追加 管理化学物質群に欧州 REACH 規則の高懸念物質（SVHC）の追加
2012. 07. 01	3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 欧州 REACH 規則の高懸念物質（SVHC）のリストに 2012 年 4 月 1 日時点で登録された物質を追加 ・ 様式の変更 変更申請書の様式-4 を変更。
2013. 07. 01	4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境方針の変更 ・ MSDS（製品安全データシート）から SDS（安全データシート）へ変更（労働安全衛生法の改正に伴って 2016 年 6 月 30 日迄は併記） ・ 管理化学物質群（ランク B）に「コバルト及びその無機化合物」を追加 ・ 欧州 REACH 規則の高懸念物質（SVHC）のリストに 2013 年 4 月 1 日時点で登録された物質を追加
2014. 10. 01	5	<ul style="list-style-type: none"> ・ 欧州 REACH 規則の高懸念物質（SVHC）のリストに 2014 年 7 月 1 日時点で登録された物質を追加 ・ 管理化学物質群（ランク B）に「発がん性有機溶剤」を追加
2015. 07. 01	6	<ul style="list-style-type: none"> ・ 欧州 REACH 規則の高懸念物質（SVHC）のリストに 2015 年 4 月 1 日時点で登録された物質を追加